

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	広島県三原市

三原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広島県三原市経済部農林水産課
所在地 広島県三原市港町三丁目5番1号
電話番号 0848-67-6081
FAX番号 0848-64-4103
メールアドレス nosui@city.mihara.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、サル、アナグマ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	広島県三原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	5,377千円 5.33ha
シカ	水稲	1,611千円 1.59ha
	大豆	60千円 0.64ha
	麦	113千円 0.82ha
カワウ	アユ等（内水面）	1,543千円
	メバル等（海面）	4,020千円
ヌートリア・アライグマ・アナグマ	水稲 野菜	具体的な被害数値については把握していないものの実態はある。
サル	果樹 大豆 野菜 イモ類	具体的な被害数値については把握していないものの実態はある。
ツキノワグマ	果樹	不明

(2) 被害の傾向

三原市では、耕作放棄地や荒廃した山林の増加などにより、野生鳥獣（イノシシ、シカ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、アナグマ、サル等）が、人の生活圏域へ侵入拡大している。

野生鳥獣による被害については、市内全域で発生し、特にイノシシの被害がその多くを占めており、被害の程度については、農業共済の水稲を中心とした被害の把握となっている。

①イノシシ（被害時期：通年）

市北部から島しょ部まで市内全域で発生しており、農村部での水稲、野菜、果樹等の農林作物や収穫期以外にも水田の畦畔・側溝周辺の掘り返し等の被害をもたらしている。また、市街地でも多く出現しており市民生活を脅かしている。

②シカ（被害時期：通年）

島しょ部以外で、水稲や野菜・森林等の被害が報告されている。シカの生

<p>息域は、年々拡大していることから、今後も被害の増加が予想される。</p> <p>③カワウ（被害時期：通年） 沼田川水系でのアユや淡水魚の食害や沿岸部海面でのメバルやアイナメの稚魚の食害の実態がある。</p> <p>④ヌートリア（被害時期：生育期・収穫期） 島しょ部以外の地域の農山村、市街地周辺部の河川やため池、水路などの水辺周辺で繁殖の報告が多くあり、農作物被害が発生している。</p> <p>⑤アライグマ・アナグマ（被害時期：生育期・収穫期） 島しょ部以外の地域で目撃情報が多く寄せられており、生息数の増加による農作物被害の実態がある。</p> <p>⑥サル（被害時期：通年） 尾道市境の八幡町や空港付近の本郷町善入寺で群れが確認されるとともに、久井町、大和町での農作物被害の実態がある。また、幸崎から三原市街地における地域でも多くの目撃・被害報告があり、市全域で生息している。</p> <p>⑦ツキノワグマ（被害時期：春～秋、冬眠時以外） 近年、クマの目撃情報が多く寄せられている。農作物被害・人身事故の報告はないものの、今後被害等が発生する可能性がある。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ被害	5,377（千円）5.33ha	4,302（千円）4.27ha
シカ被害	1,784（千円）3.05ha	1,428（千円）2.44ha
カワウ被害	5,563（千円）	4,451（千円）
ヌートリア被害	—	—
アライグマ被害	—	—
アナグマ被害	—	—
サル被害	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①有害鳥獣捕獲報償費 鳥獣被害対策実施隊及び狩猟免許所持者に捕獲個体に応じた報償金を支給し捕獲を推進している。</p> <p>②箱わな購入費助成 地域で協力して捕獲に取組む地域団体（町内会等）に対し、箱わなの助成を行ってきた。</p>	<p>新たに再編した実施隊の活動が多岐にわたるため、その専門性が強く求められると共に、人材育成の必要がある。</p> <p>また、実施隊以外の捕獲に従事する有資格者の増加対策及び捕獲技術向上に向けたICT技術の活用など、鳥獣被害の広がりや駆除依頼の増加に対応した取り</p>

	<p>③狩猟免許取得補助 狩猟免許取得者に対して補助金を設けて、捕獲の担い手育成を図っている。</p> <p>④ICT機器導入 ICT技術を活用し、効果的に捕獲に取り組んでいる。</p>	<p>組みを進めていく。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>①防護柵補助 防護柵を設置する農業者に対し現地指導を行った上で補助を行い、効果的な防護柵設置をめざしている。</p> <p>②獣害対策モデル地域 研修会等を実施し、集落全体で総合的な有害鳥獣対策に取り組む、効果的な防護柵設置を市内全域へ普及・波及させている。</p>	<p>出没しにくい環境づくりにあわせて、継続して柵の管理をしていくことが最も被害の軽減につながる。地域における取組を広く他地域に広げていくと共に、モデル地域の活性化を図っていく必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>①獣害対策モデル地域 各地域において、研修会等を実施し、集落全体で総合的な有害鳥獣対策に取り組む、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりの重要性について市内全域へ普及・波及させている。</p>	<p>環境改善の取組（緩衝帯の整備や放任果樹等の伐採など）は、個人で対策するだけでなく、地域で実施できるように継続した支援を行う必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>①鳥獣被害対策実施隊の活動について 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に基づき、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」）を再編した。有害鳥獣への総合的な取組を加速させるため、これまでの有害鳥獣捕獲班の活動の規模・内容を拡充し、地域における環境改善の指導、防護柵の設置指導、捕獲支援などに取り組む、農業被害の一層の軽減と地域農業の再生・活性化を進める。</p> <p>②防護について ア 集落全体で総合的な有害鳥獣対策に取り組むことを推進し、鳥獣による被害が発生しにくい環境や取組を継続して行うために、国等の鳥獣対策の専門家（アドバイザー）等や実施隊員による研修会や講習会を開催し、市内全域への普及啓発を図る。 イ 地域での研修会等を通じて、有害鳥獣対策の重要性を理解し、取り</p>

組む集落をモデル園として、効果的な大規模（集落単位）柵の設置等の取組を支援し、モデル事業を推進する。市街地（非農業者）において有害鳥獣対策に地域が主体となった取組みをモデル園として支援する。

③生息環境管理について
鳥獣の誘引となる放任果樹等の伐採や緩衝帯の整備として鳥獣の潜み場所となる雑木林等の刈払い等を支援する。

④捕獲について
ア 捕獲柵（箱ワナ）設置補助事業を継続する。
イ ICT技術を活用し、効果的・効率的な捕獲活動に取り組む。
以上のことを総合的に実施し、より効果的な対策を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①実施隊による駆除
市内を5班に分け実施隊を配備（三原東、三原西、本郷、久井、大和）し、有害個体の捕獲に努めると共に、緊急時や被害の実態に応じて連携した捕獲活動を行う。

②被害者による駆除
農作物被害や生活環境被害を受けた住民が、被害防止を目的として捕獲を実施。または被害者から依頼を受けたワナなどの免許保有者に対し捕獲柵や箱わなの許可を行い、有害個体の捕獲を実施する。

③ライフル銃による駆除
イノシシ・シカ等の大型鳥獣捕獲の際やツキノワグマの緊急の対応時には、実施隊員にライフル銃を使用させる場合がある。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全般	実施隊員と被害地域が一体となり、協力して捕獲を行う体制づくりをすすめる。 引き続き、狩猟免許取得事前講習会費の助成を行うことで、新たな捕獲員の確保を図る。 ICT技術を活用し捕獲推進を図る。
	イノシシ・シカ	実施隊員と被害地域が協力して捕獲に取り組む体制を構築しており、今後も継続する。 また、被害箇所では効果的な防護柵設置等を行った上で箱ワナを設置し、捕獲率を上げる。
	カワウ	市内の被害実態を把握することと平行し、駆除対策等を実施する。小規模コロニーは除去対策、中規模コロニーは繁殖抑制対策を行う。被害対策は広島県と協議し、第二種特定鳥獣（カワウ）管

		理計画に沿って進める。
	ヌートリア	捕獲の際は、短い時間で水系やため池ごとの全ての個体を捕獲する必要があるため、被害箇所での速やかな捕獲に対応できる体制をとる。
	アライグマ・アナグマ	繁殖力が強く、被害が拡大するおそれがあるため、被害箇所での速やかな捕獲に対応できる体制をとる
	サル	追払いを中心とした対策を実施する中で、被害箇所では、現地指導や出前講座でサルを寄せ付けないための環境改善や具体的な対応について指導・助言を行う。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ・クマ・シカ・カワウ）を踏まえ、適正な捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ：捕獲頭数は800頭～1,000頭前後で推移している。</p> <p>シカ：捕獲頭数は年々増加しており、生息状況が市内全域に拡大していることから、今後増加することが予想される。</p> <p>以上のことを踏まえ、対象鳥獣の過去の捕獲実績等を基に捕獲計画数を設定する。</p> <p>※令和6年度実績 イノシシ：801頭、シカ：499頭、カワウ：2羽、ヌートリア：125頭、アライグマ：58頭、アナグマ：138頭、サル：0頭</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,000	1,000	1,000
シカ	700	700	700
カワウ	30	30	30
ヌートリア	140	140	140
アライグマ	100	100	100
アナグマ	140	140	140
サル	5	5	5

捕獲等の取組内容
<p>① イノシシ</p> <p>被害箇所において、効果的な防護柵設置等を行った上で、実施隊員と</p>

<p>地域が協力して捕獲に取り組む。</p> <p>② シカ 被害箇所において、効果的な防護柵設置等を行った上で、実施隊員と地域が協力して捕獲に取り組む。</p> <p>③ カワウ 小規模コロニーでは、ビニールひも張りなどで、除去対策を行う。中規模コロニーはドライアイスを使用して繁殖抑制対策を行う。</p> <p>④ ニートリア 河川など水系やため池での被害が多く、被害にすぐ対応できる体制をとる。</p> <p>⑤ アライグマ・アナグマ 農作物被害が多く、被害にすぐ対応できる体制をとる。</p> <p>⑥ サル 追払いを中心とした対策を行う。被害箇所においては、現地指導や出前講座を通じてサルを寄せ付けないための対策を指導する。</p>

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>ライフル銃の使用は、射程距離が長く命中精度の高い捕獲が可能であるという利点があり、イノシシやシカなどの大型鳥獣を確実に捕獲するために必要である。</p> <p>捕獲の実施は駆除期間中に行い、区域は三原市全域（銃器使用可能場所）とする。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ・シカ・ニートリア・アライグマ・アナグマ・サル	電気柵：80箇所 8,000m トタン・金網：80箇所 4,800m 大規模柵：150箇所 45,000m
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ・シカ・ヌートリア・アライグマ・アナグマ・サル	現在設置しているワイヤーメッシュ柵の管理状況や効果について定期的に確認する。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

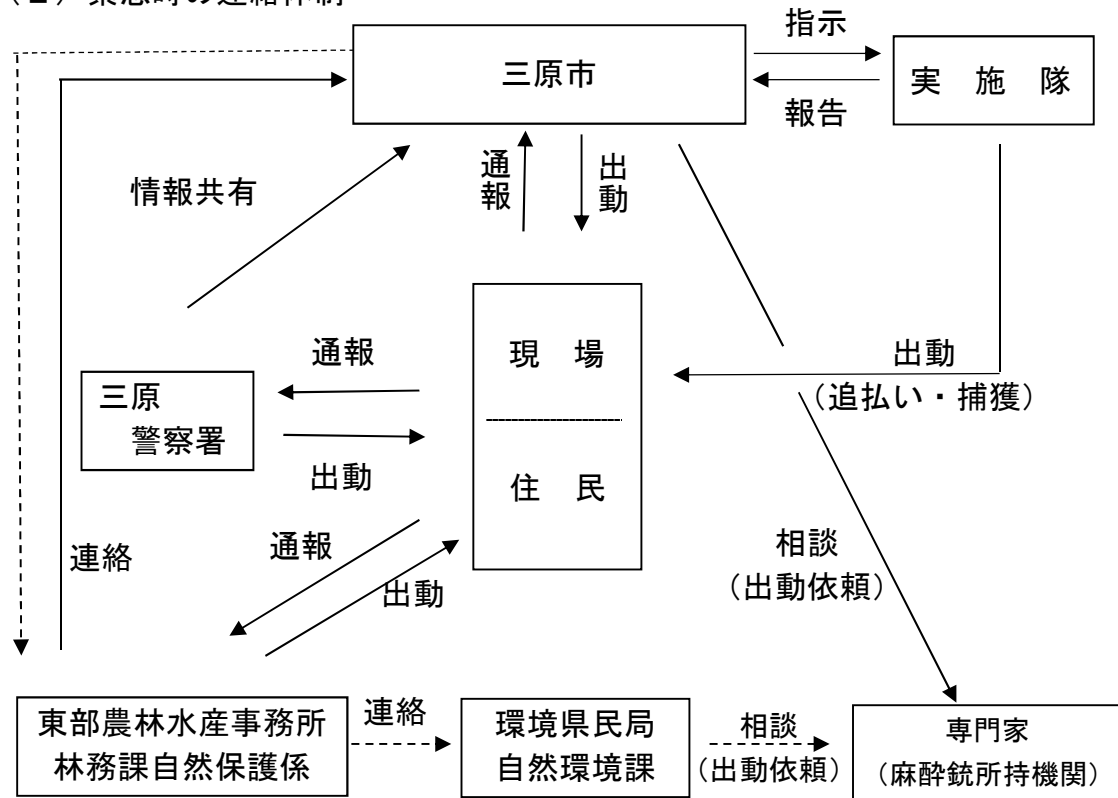
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全般	地域において、研修会・学習会を開催することにより、地域住民が主体的に放任果樹の除去、藪の仮払いによる緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制の整備を推進する。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三原市経済部農林水産課	住民の安全確保、追払い、実施隊への指示、有害鳥獣捕獲許可申請・許可
三原市鳥獣被害対策実施隊	現場確認、追払い、捕獲・止めさし（銃器又はそれ以外の方法）
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係	違法ワナ等の捜査及び違法狩猟の取締り

(2) 緊急時の連絡体制



——→	市街地等に危険を及ぼすおそれがある野生鳥獣が出没した場合
-----→	人身事故が発生した場合 麻醉銃所持機関に出動を要請する場合

三原市農林水産課	0848-64-2111
三原警察署生活安全課	0848-67-0110
広島県環境県民局自然環境課	082-513-2933
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係	084-921-1311

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却、現場で埋設

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし

皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	三原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
三原市経済部農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
三原市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
ひろしま農業協同組合	対象地域を巡回し、営農(技術)指導・情報提供を行う。
尾三地方森林組合 賀茂地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
本郷沼田川漁業協同組合	有効な被害対策について情報交換を行い、連携して取り組む。
三原市漁業協同組合	有効な被害対策について情報交換を行い、連携して取り組む。
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務及び技術指導を行う。
三原警察署	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲等に関する情報の提供を行う。
広島県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局農業生産課	情報提供等
広島県農林水産局水産課	技術指導等(カワウ)

広島県東部農業技術指導所	技術指導等
広島県東部農林水産事務所林務課	技術指導等
広島県東部農林水産事務所尾道農 林事業所農村振興課	技術指導等
尾道市	情報提供等
東広島市	
世羅町	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣への総合的な取組を加速させるため、令和7年度から「鳥獣被害対策実施隊」を再編成し、地域における環境改善の指導、防護柵の設置指導、捕獲支援など、鳥獣被害防止計画に基づく対策を適切に実施していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし